

令和7年度

重要文化財 法隆寺東院廻廊(東廻廊)
屋根土居葺工事
工事番号 7文保 第 23 号

入札条件等説明書

令和 8 年 1 月 23 日

奈良県 地域創造部 文化財保存事務所

入札条件 (工事請負用)

工事番号	7文保 第 23 号
工事名	重要文化財 法隆寺東院廻廊(東廻廊) 屋根土居葺工事
工事場所	生駒郡斑鳩町法隆寺山内1番1号 法隆寺境内地内
施工期間	令和 8 年 2 月 24 日(予定)～令和 8 年 3 月 27 日まで
開札日時・場所	令和 8 年 2 月 9 日 午前 11 時 30 分 奈良県庁情報管理棟西第2会議室 情報管理棟地下 1 階

今回の入札は下記の条件により行います。

- 1 共通事項 別記事項のほか、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)、奈良県契約規則(昭和39年規則第14号)その他の法令、規則などに基づいて行います。
- 2 条件事項

入札方法	投函(郵便) 投函郵便併用	予定価格	18,898,000 円
入札回数	1回 (不落落成契手手続きは行いません)	入札書比較価格	17,180,000 円
契約保証	奈良県契約規則第19条に定めるところによる	最低制限価格	17,385,500 円
前払金の請求	可 不可	最低制限比較価格	15,805,000 円
コリング登録	義務・不要	各年度における支払予定額の割合	令和 7 年度 100 % 年度 % 年度 %
入札書宛名	奈良県知事 山下 真	入札書提出期限	令和 8 年 2 月 6 日
入札保証金	奈良県契約規則第4条に定めるところによる		

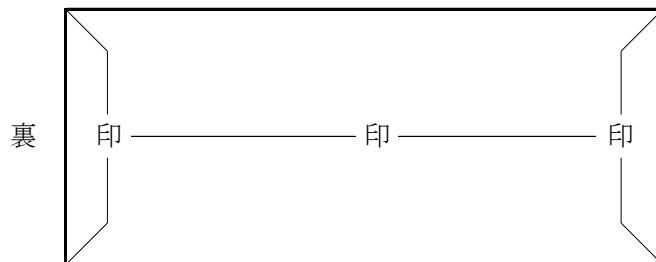
- 3 入札辞退 入札を辞退されるときは「入札辞退届」を提出して下さい。

奈良県文化財保存事務所

1. 入札注意事項

- (a) 入札書の宛名は、『奈良県知事 山下 真』です。
- (b) 入札者は本人名義に限り、代理人の入札は認められません。
- (c) **入札書は工事費内訳書（様式2-2）とともに封筒に入れ、封書の表に「入札書在中」と明記し、併せて工事番号・工事名・工事場所・業者名及び入札書投函日（開札日）を記入して下さい。**
封筒は、代表者の印（法人にあっては法務局登録のもの）で封印してください。
(封筒の記載例)

入札書在中		日付
表	奈良県知事	山下 真 殿
	工事番号	7文保第〇号
	工 事 名	○○○○○○
	工事場所	○○○○○○
	業 者 名	○○○○○○



- (d) 入札書は二重封筒とし、入札書及び工事費内訳書を入れた中封筒を表封筒に入れ、表封筒に「2月9日開札 重要文化財 法隆寺東院廻廊（東廻廊）屋根土居葺工事 7文保第23号 入札書在中」と朱書きのうえ、文化財保存事務所長あての親展とし、下記まで必ず書留郵便でお送り下さい。

**<送付先> 〒630-8501
奈良市登大路町30番地
奈良県地域創造部 文化財保存事務所長**

(表封筒の記載例)

書留
文化財保存事務所長 殿 親 展
2月9日開札 重要文化財 法隆寺東院廻廊（東廻廊） 屋根土居葺工事 7文保第23号 入札書在中

- (e) 入札書の提出期日は、**令和 8 年 2 月 6 日（金）午後 4 時30分 必着**とします。

- (f) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載して下さい。
- (g) 落札者は、契約の締結に際しては、建設業退職金共済制度の掛け金を建設業退職金共済組合に納付し、組合発行の発注者用掛金収納書を提出して下さい。
また、掛け金を納付した際に得た共済証紙は、対象になる労働者の共済手帳に貼付するとともに、工事現場の出入口又は現場事務所等現場労働者の見やすい所に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」というシールを掲示して下さい。
(シールは建設業退職金共済組合本・支部に常備されています。)
- (h) 予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者としますが、落札者となるべき同価格の入札者が2人以上ある場合は、下記の日時、場所において「くじ」を実施し、落札候補者を決定します。
ただし、「くじ」を辞退することはできません。
「くじ」の対象となった参加者には、入札執行者より対象となった旨連絡します。
- 「くじ」を行う日時 令和8年2月10日（火）午前10時45分
「くじ」を行う場所 奈良市登大路町30番地
建設産業課 建設工事等開札室（県庁分庁舎6階）
- (i) 入札心得を熟読のうえ入札書を作成して下さい。
- (j) 設計図書及び現場説明書は、入札書送付の表封筒に同封するなどして、開札日までに返却して下さい。
- (k) この入札は施工体制確認調査の対象工事ですので、別添提出書類一覧に示す様式に定める書類に添付資料を添えて、
令和 8 年 2 月 12 日（木）午後 4時 30分までに
奈良県 地域創造部 文化財保存事務所 事業係あて提出してください。
落札候補者からの提出書類の審査を行ない、落札の可否を決定します。また、必要に応じて、聞き取り調査を実施する場合もありますので、御承知ください。
- (l) 工事を施工するために下請契約を締結したときは、下記のことを行わなくてはなりません。変更・追加をしようとする場合も同じです。
○施工体制台帳を工事現場に備え置かなければならない。
○施工体制台帳の写しを発注者に提出しなければならない。
○各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。
様式は <http://www.pref.nara.jp/38920.htm> よりダウンロードできます。

2. 質疑について

- (a) 質疑は、原則として別添「質疑書」にて受付します。
質疑書の提出は、下記受付時間内に持参又はファックスで提出して下さい。（ファックスで提出された場合は、電話にて担当者に送信確認を願います。）
なお、質疑がなければ質疑書の提出は不要です。
- (b) 受付日時
令和 8年 1月 30日（金） 午後 4時30分まで
- (c) 質疑で見積金額に影響する内容がある場合は、**令和 8年 2月 3日（火）午後 4時30分まで**に各社に回答書をファックスで送付します。

＜工事担当者の問い合わせ先＞

連絡先 奈良県地域創造部

奈良県文化財保存事務所 法隆寺出張所

TEL : 0745-75-2337

FAX : 0745-75-2337

担当： 吉田・岩永・伊藤

＜入札手続きに関する問い合わせ先＞

連絡先 奈良県地域創造部

奈良県文化財保存事務所 事業係

TEL : 0742-27-9865

FAX : 0742-27-5386

〈お知らせ〉

公契約条例に関する遵守事項

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

入札者心得

- 1 入札室においては、静肅にしなければならない。
- 2 入札者（その代理人を含む。以下同じ。）以外の者は、入札室に立ち入ってはならない。
- 3 入札者が入札しようとする場合は、係員に入札通知書を提示すること。
- 4 すでに投函した入札書の引き替え、変更または取り消しは認めない。
- 5 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- 6 入札者は、入札に当たっては、他の入札者と入札意思、入札価格（入札保証金の金額を含む。）又は入札書、工事費内訳書、技術提案書その他奈良県に提出する書類（以下「入札書等」という。）の作成についていかなる相談も行ってはならない。また、入札価格の決定及び入札書等の作成は、独自に行わなければならない。
- 7 入札者は、落札者の決定前に、他の入札者に対して入札意思、入札価格（入札保証金の金額を含む。）、入札書等を意図的に開示してはならない。
- 8 電子入札システムによる入札者は、電子証明書（ＩＣカード）を不正に使用してはならない。
- 9 入札者は、談合情報等があった場合には、発注者の事情聴取等に協力し、誓約書等の提出に応じなければならない。
- 10 入札者は、入札執行の完了に至るまではいつでも入札を辞退することができる。また入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札等について不利益な取扱いを受けるものではない。
- 11 次の各号に該当する入札は、無効又は失格とする。
 - (1) 入札書に記名押印を欠く入札
 - (2) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
 - (3) 同一入札者がなした2以上の入札
 - (4) 入札金額の訂正した入札若しくは判読しがたいと認められる入札
 - (5) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札
 - (6) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札
 - (7) 係員の指示に従わない等入札室の秩序を乱した者の入札
 - (8) その他入札条件に違反した入札
- 12 落札価格は、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額である。
- 13 投函入札においては、入札手続き執行途中で入札参加可能者が3者未満となったときあるいは入札時に入札参加者が3者未満となった場合は、その段階で入札手続きまたは入札を中止する。

入札に参加される皆様へ！

今回実施する下記工事に係る入札は、予定価格並びに最低制限価格の事前公表を行います。

入札に際しては、入札書と共に工事費内訳書（様式は仕様書閲覧時にお渡します。）の提出を必要とします（入札を辞退される場合は、開札までに辞退届を提出して下さい。）。

記

1. 工事名・工事番号 重要文化財 法隆寺東院廻廊（東廻廊）屋根土居葺工事7文保 第23号

2. 開札年月日 令和8年2月9日 午前 11時30分

3. 事前公表の方法 予定価格及び最低制限価格を入札条件等説明書に記載

4. 留意事項

●入札執行回数は、1回です（不落隨契手続は行いません）。

●次のような場合は、入札は失格又は無効となりますので注意してください。

①入札金額が入札書比較価格より高い額である場合

②入札金額が最低制限比較価格より低い額である場合

③工事費内訳書が入札書と共に封筒に同封されていない場合

④入札書に記載される「入札金額」と工事費内訳書における「入札書又は見積書記載金額」欄が異なっていた場合

⑤工事費内訳書における各工種ごとの金額を計算すれば「入札書又は見積書記載金額」欄が異なっていた場合並びに工種ごとの内訳を求める場合においては、種別ごとの合計が当該工種の計と一致しない場合

⑥工事費内訳書において設計書に示された工種ごとの一式金額・直接工事費計・共通仮設費計・現場管理費及び一般管理費の各項目の金額を記載していない場合

⑦工事費内訳書における「入札書又は見積書記載金額」欄の千円以下（端数切り）を省いて、入札書に記載した場合

⑧入札書を書留郵便以外の方法で送付した場合

⑨入札書の封印を代表者印（法人にあっては法務局登録のもの）以外で行った場合

●上記の場合のほか、入札に参加できなくなる場合や無効となる場合の具体例をいくつか例示しますのでご参照ください。

<次のような場合に入札は無効となります>

○工事名を誤って記載した：『道路維持修繕工事』を『河川維持修繕工事』と記載したような例

○誤字・脱字：『〇〇〇道路改良工事』とすべきところを『□□□道路改良工事』と記載したような例や、下記のように入札書の金額欄に額の位を間違えて記入したような例

※入札書に『1千5百万円』と記入しようとして

		億	百	千	円
1	5	0	0	0	一

 円と記入



○該当工事以外の工事に係る入札

○代表者や委任者の押印漏れ

○本人及び代理人以外の者がした入札

○入札書をひきかえて訂正した

○工事費内訳書が入札書と共に封筒に同封されていない

○工事費内訳書内の計算違い・未記入がある

このほかにも無効となる場合や入札に参加できなくなる場合がありますので、疑問があれば早めに入札を行う機関にご質問いただくか、入札の際は入札執行職員の説明をよくお聞き下さい。

なお、同じ入札に参加した者同士（いわゆる「相指名業者」）間における下請負は、「望ましくない下請負関係」と言えますので、ご留意下さい。

入札書の記載において、次の場合は、失格または無効となる場合がありますので、ご注意ください。

◎入札書における失格・無効基準

様式 1

入札書									
金	億	百	千	百	十	千	百	十	円
1 工事名	○○○○ ○○○○工事（事業）								
2 工事番号	第 ○-○-○ 号								
3 工事場所	○○市 ○○ 地内								
4 入札保証金 ただし、現金 代用証券	免 除	円	円	円（内訳別紙のとおり）					
入札心得を遵守のうえ、上記のとおり入札します。									
令和○○年○○月○○日									
奈良県知事 山下真 殿									
入札者 住所（所在地） ○○県○○市○○									
氏名（名 称） ○○○○株式会社 代表取締役 ○○ ○○ 印									

入札書の記入で鉛筆等の容易に消去可能な筆記具を使用した入札は失格

金額の訂正…無効
金額の桁ずれ…無効
数字判読不能…無効

工事名間違い…失格
未記入…失格

番号数字の違い…失格
未記入…失格

工事場所間違い…失格
未記入…失格

公告日（入札通知日）～開札日の間以外の日付記入…失格

市町村長等他団体あて…失格

誤脱・未記入…無効
印もれ・印影不明瞭…無効

(記載例)

所 在 地
商号又は名称

所在地、商号又は名称
を記入してください。

工事費内訳書

工事番号				
工事名				
工事場所				

工事番号、工事名、工事場所を記入してください。

工事区分・工種・種別	単位	数量	単価(円)	金額(円)	備考
道路改良					レベル1
道路土工					レベル2
掘削工					レベル3
道路土工					レベル3
橋梁下部					レベル1
道路土工					レベル2
道路土工					レベル3
橋台工					レベル2
橋台工					レベル3
直接工事費					
共通仮設					レベル1
共通仮設費					レベル2
安全費					レベル3
共通仮設費(率計上)					レベル2
純工事費(直接工事費+共通仮設)					
現場管理費					
工事原価(純工事費+現場管理費)					
一般管理費等					
工事価格(工事原価+一般管理費等)					
入札書記載金額					

レベル1の工事区分、レベル2の工種、レベル3の種別ごとに金額を記入してください。

各項目の金額の総額になります。この金額は、入札書記載の金額と必ず同額になります。

※本様式において誤脱・未記入がある場合、「入札書における失格・無効基準」の取扱いに準じます。

建設工事の請負契約等における電子契約について

- 1 本案件の契約は、「電子契約（事業者署名型電子契約サービスを利用して行う電子契約）による契約手続」と「紙の契約書による契約手続」を選択することができます。
※電子契約の選択が可能な案件については、当該案件の入札説明書等にその旨を記載しています。
- 2 電子契約の詳細については、下記の奈良県ウェブページを御確認ください。
奈良県会計局ホームページ「電子契約サービス」
<https://www.pref.nara.jp/67057.htm>
- 3 電子契約の利用を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を次のとおり提出してください。提出がない場合は、紙の契約書による契約となります。

＜原則の提出方法等＞

選定方法	提出方法	提出時期	提出先
一般競争入札 (総合評価落札方式を含む。)	電子メール (Word ファイルを送信) (※) やむを得ない場合は、持参、郵送、FAX 等での提出も可能ですが、契約手続時の事務ミス防止の観点から、電子メールでの提出に御協力願います。	落札決定後速やかに (※) 案件によっては異なる時期としていることもありますので、入札説明書でも確認をお願いします。	入札説明書に記載
指名競争入札			
随意契約 (プロポーザル方式を含む。)		公告、見積依頼書等に記載	

＜本案件における同意書の提出時期・提出先＞

提出時期：落札決定後速やかに

提出先：奈良県文化財保存事務所事業係

電子メール bunkazj@office.pref.nara.lg.jp

電話番号 0742-27-9865

【電子メールでの提出時のお願い】

- ・「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」の様式については、2に記載の会計局ホームページ又は建設産業課ホームページ「建設工事請負契約書等について」(<https://www.pref.nara.jp/27102.htm>)からダウンロードしてください。
- ・電子メール送信の際は、メールの件名を「【事業者名・工事（業務）名】電子契約同意書の提出」としてください。
- ・電子メールに「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を添付する際は、必ずWord ファイルで添付してください（PDFへの変換はしないでください。）。
- ・**電子メール送信後は、提出先に電話でメールの到達確認を行ってください。**

入札書

金

		億		百			千			円
--	--	---	--	---	--	--	---	--	--	---

円

(税抜き)

1. 工事番号 7文保 第 23 号
2. 工事名 重要文化財 法隆寺東院廻廊(東廻廊) 屋根土居葺工事
3. 工事場所 生駒郡斑鳩町法隆寺山内1番1号 法隆寺境内地内
4. 入札保証金 免 除 円
ただし、現金 円
代用証券 円 (内訳別紙のとおり)

入札心得を遵守のうえ、上記のとおり入札します。

令和 8 年 2 月 9 日

奈良県知事 山下 真 殿

入札者 住所 (所在地)

氏名 (名 称)

印

委 任 状

私は、

(印) を代理人と定め

次の事項を委任します。

- | | |
|----------|----------------------------|
| 1. 工事番号 | 7文保 第 23 号 |
| 2. 工事名 | 重要文化財 法隆寺東院廻廊(東廻廊) 屋根土居葺工事 |
| 3. 工事場所 | 生駒郡斑鳩町法隆寺山内1番1号 法隆寺境内地内 |
| 4. 入札保証金 | 免 除 円 |
| ただし、現金 | 円 |
| 代用証券 | 円 (内訳別紙のとおり) |

上記工事の開札立ち会いに関する一切の行為及び
落札候補者決定のための「くじ」に関する一切の行為を委任します。

令和 8 年 2 月 9 日

奈良県知事 山下 真 殿

住所 (所在地)

氏名 (名 称)

印

入札辞退届

1. 工事番号	7文保 第 23 号		
2. 工事名	重要文化財 法隆寺東院廻廊(東廻廊) 屋根土居葺工事		
3. 工事場所	生駒郡斑鳩町法隆寺山内1番1号 法隆寺境内地内		
4. 入札保証金	免	除	円
ただし、現金			円
代用証券			円 (内訳別紙のとおり)

このたび、上記工事の競争入札への参加を申し出ましたが、都合により入札を辞退致します。

令和 8 年 2 月 9 日

奈良県知事 山下 真 殿

住所 (所在地)

氏名 (名 称)

印

(質疑用紙)

令和 年 月 日

奈良県地域創造部
文化財保存事務所長 殿

社 名 :

代表者名：_____

(担当者 : _____)

FAX :

質 疑 書

次の工事について下記のとおり質問します。

工事名：重要文化財 法隆寺東院廻廊(東廻廊) 屋根土居葺工事

記

No	質問內容

【法隆寺出張所

FAX番号： 0745-75-2337】

別紙1

提出書類一覧

様式番号	様式名
様式1	施工体制確認調査報告書
様式2	工事費内訳書
様式3	工程計画
様式4	配置予定技術者名簿 ※次に該当する場合は、様式4を提出する必要はありません 1, 一般競争入札による入札を行う場合(開札後に提出のある「配置予定技術者の資格・工事経歴報告書」に基づき調査を行います)

【書類作成、提出上の注意事項】

- 1 最低価格入札者で調査の対象となった者は、入札執行者が定める期限までに必要な書類を提出してください。ただし、様式2工事費内訳書については、入札書とあわせて提出してください。
- 2 本表に示す書類を作成する際には、各様式に記載してある【記載要領】を十分確認して下さい。
- 3 書類提出以降の訂正、差替え等は一切できません。書類の記載もれ、添付もれ等がないことを十分確認のうえ提出して下さい。提出書類に不備がある場合(工事費内訳書の記載内容及び主任(監理)技術者の配置に影響しない軽微な不備を除く)は失格となりますので入念に点検して下さい。
- 4 要領第9に「審査会による適正な施工の確保がなされないと判断する基準」を示しています。調査に協力しない(書類を提出しない、事情聴取に応じないなど)場合など、この基準に該当する場合、調査対象者は失格となります。記載内容を十分確認して下さい。
- 5 提出書類は、1部とします。

様式1

令和 年 月 日

殿

(所在地)

(商号又は名称)

(代表者名)

印

担当者名

電話番号

施工体制確認調査報告書

下記工事について、施工体制確認調査に関する書類を提出します。提出書類の内容については事実と相違ありません。

記

1. 工事名

2. 工事番号

3. 工事場所

4. 開札日

※ 提出書類に不備(積算内容及び主任(監理)技術者の配置に影響しない軽微な不備を除く。)がある場合は、失格となります。提出書類の漏れの有無、記載内容等を十分確認のうえ、提出してください。

【記載要領】

1. 工事内容、工事条件を十分確認のうえ作成してください。
 2. 工種等の欄は、工事費内訳書（レベル2）に記載した種別（又は中科目）まで記載するものとし、準備工・後片づけなど工事に必ず必要な項目も記載する。
 3. 以下の要件に該当し、聞き取り調査に対して的確な回答がなされない場合は、適正な施工体制が図られないと判断する。
 - ①工種等、単位及び数量にもれ落ち、明らかに誤りがある場合
 - ②契約工期を遵守していない場合
 - ③各工種等の施工手順、施工期間等が適当でない場合
 - ④その他、本工事の工事条件等を満足していない場合